

能勢町 業務継続計画

令和3年5月

能勢町

1 業務継続計画の基本的な考え方

(1) 業務継続計画とは

業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である。

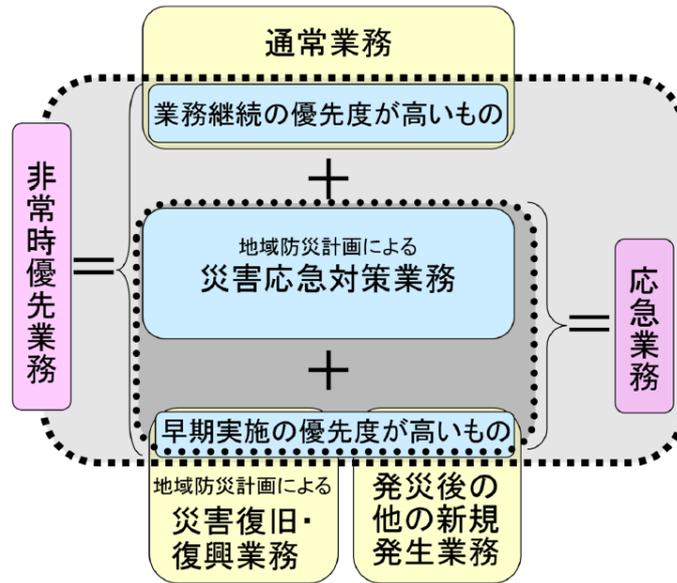


図1 非常時優先業務のイメージ

(2) 業務継続計画策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定（継続的改善を含む。）することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

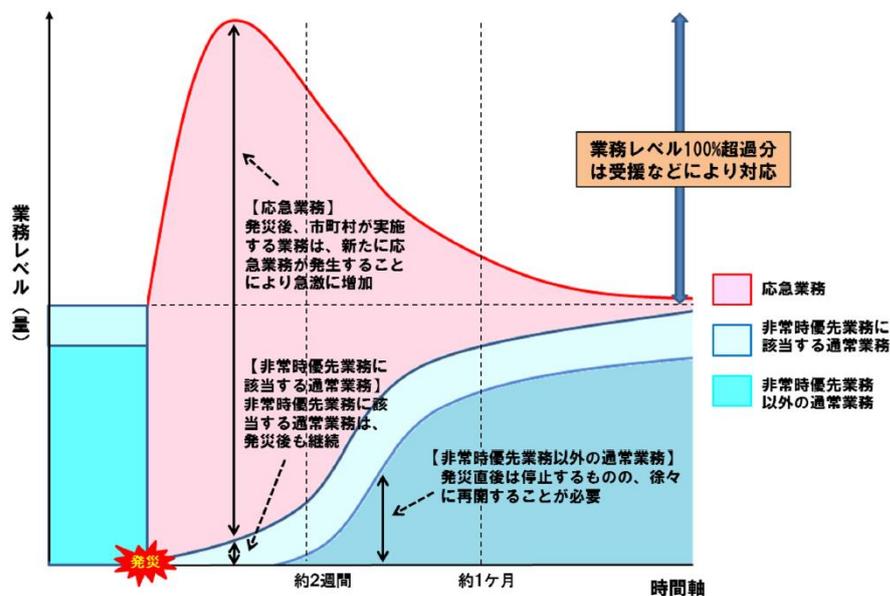


図2 発災後に市町村が実施する業務の推移
(出典：市町村のための業務継続計画作成ガイド(平成27年5月 内閣府))

(3) 基本方針

能勢町で大規模な災害が発生し、能勢町役場の機能が低下する場合であっても、非常時優先業務を継続して行うことでその機能を維持し、次の方針に基づいて業務継続を図るものとする。

- ①町民の生命・身体・財産の保護
- ②非常時優先業務の最優先での実施
- ③非常時優先業務に必要な人員や資機材等の資源の確保・配分の、全庁横断的な調整
- ④非常時優先業務以外の通常業務の積極的な休止・抑制、順次再開
- ⑤行政機能の維持
- ⑥必要不可欠な行政サービスの提供

2 前提とする被害想定

地震想定	有馬高槻構造線	上町断層系	南海トラフ
地震の規模	マグニチュード(M) 7.3～7.7	マグニチュード(M) 7.5～7.8	マグニチュード(M) 7.5～7.8
能勢での計測震度	計測震度 5弱～6弱	計測震度 5弱～6弱	計測震度 5弱～6強
建物被害棟件数	全壊 12棟・半壊 29棟	全壊 0棟・半壊 1棟	全壊 0棟・半壊 25棟
死傷者数	死者 4人・負傷者 0人	死者 0人、負傷者 0人	死者 7人、負傷者 14人
罹災者数	75人	3人	25人
避難生活者数	22人	1人	15人
ライフ			
停電	736軒	0軒	0軒
ライン			
電話不通	275回線	153回線	0回線

※能勢町地域防災計画より

3 業務継続計画

(1-1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

①現時点の状況

a) 首長の職務代行の順位

首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠である。

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	総務部長	福祉部長
地域防災計画に記載し、文書により全職員に周知		

b) 参集体制

災害時の職員の参集体制を定める。非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要である。

区 分		体 制	参集職員
地震	震度 4	警戒体制	防災担当職員
	震度 5 弱以上	非常体制	職員全員
大雨、洪水	大雨洪水警報発表、台風 の接近	警戒体制	防災担当職員
	大型台風の直撃、土砂災 害警戒情報の発表	非常体制	災害対策本部設置

②今後の検討事項

- ・出張スケジュールを一元的に管理し、首長の職務代行者 3 名の出張スケジュールが重なる場合は、その都度代行者を指名するなどの代行順位の運用方法を定める。
- ・人事異動と併せて毎年参集体制を見直すことを義務付ける。

(1-2) 職員の参集予測

全職員数

107 人	(備考)
-------	------

	20 分	40 分	60 分	90 分	130 分
参集 職員数	66 人	25 人	12 人	3 人	1 人
参集 割合%	61.7	23.4	11.2	2.8	0.9

(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。

①現時点の状況

【代替施設の候補】
西館(防災備蓄倉庫)・保健福祉センター・住民サービスセンター

②今後の検討事項

- ・代替庁舎の非常用電源確保の検討。

(3) 電気、水、食料等の確保

①現時点の状況

a) 非常用発電機と燃料の確保

- 本館
非常用電源あり。
- 西館(防災備蓄倉庫)
非常用電源装置あり。発電機・ポータブル電源各8台 発電機用燃料備蓄

b) 水、食料等の備蓄

業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。孤立により外部からの水、食料等の調達が可能となる場合もある。

- 執務時間内の発災では、非常時優先業務や負傷者救出、避難者対応等に従事する職員以外の職員で、食料・飲料水、毛布等を確保する。
- 執務時間外の発災時に参集する際には、職員自身が食料等を持参する。

②今後の検討事項

多様化する災害等に対応するため、避難所に求められる備蓄品の整備・充実に努める。

(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。災害対応にあたり、情報の収集・発信、連絡調整が必要である。

①現時点の状況（通信機器の確保）

パソコン（エリアメール）	衛星携帯電話（未加入）
災害時優先電話（2）回線 734-4531（総務課） 737-0003（住民サービスセンター）	
・緊急時連絡先リスト（電話、FAX）は作成済	

②今後の検討事項

- ・災害対策本部が使用するための衛星携帯電話を確保する。
- ・防災無線の代わりに、区長（自治会長）・民生委員を通じた連絡体制（電話・FAX・メール）を構築する。
- ・衛星携帯電話の使用訓練を追加する。
- ・連絡先リストの相手方に非常時にもつながるか見直す。

(5) 重要な行政データのバックアップ

業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠である。

①現時点の状況

<p>住民基本台帳・介護保険等</p> <p>住基系システムデータ（総合行政システム）のバックアップについてはアウトソーシングしており、耐震化済みのデータセンターのサーバに保管している。1週間おきに、媒体（LTOテープ）へのバックアップを行っている。</p>

②今後の検討事項

<ul style="list-style-type: none"> ・毎月一回、月末にコピーをとって同時被災しない場所にバックアップデータとして保管する。（各関係部署） ・バックアップデータを代替コンピュータ上で迅速に利用できるようにするための訓練を毎年度実施する。 ・保管やバックアップ状況を確認する行政データの対象拡大を検討する。

(6) 非常時優先業務の整理

非常時に優先して実施すべき業務を整理する。各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

①現時点の状況（非常時優先業務）

A：3時間以内

応急業務	通常業務
<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び家族の安全確保 ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助・救急の開始 ・避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> a. 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等） b. 被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告） c. 発災直後の火災等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等） d. 救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用） e. 避難所の開設、運営業務 f. 組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐、公印管理等）

B：1日以内

応急業務	通常業務
<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動（救助・救急以外）の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> a. 短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等） b. 能勢町管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等） c. 衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活

	動、廃棄物処理等) d. 災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等） e. 遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き等） f. 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等） g. 社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等）
--	--

C：3日以内

応急業務	通常業務
<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復 	a. 避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等） b. 災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等） c. 業務システムの再開等に係る業務

D：2週間以内

応急業務	通常業務
<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復 	a. 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等） b. 産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） c. 教育再開に係る業務 d. 金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等） e. 窓口業務（届出受理、証明書発行等）

E：1ヶ月以内

応急業務	通常業務
<ul style="list-style-type: none"> ・その他の行政機能の回復 	a. その他の業務

（出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月 内閣府））

②非常時の優先業務の対象範囲

担当	業務内容	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
総務担当部局	<input type="checkbox"/> 町の災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事	○				
	<input type="checkbox"/> 防災関係機関との連絡調整に関する事	○				
	<input type="checkbox"/> 他市町の相互応援に関する事	○				
	<input type="checkbox"/> 自衛隊との連絡調整に関する事	○				
	<input type="checkbox"/> 職員参集状況の把握に関する事	○				
	<input type="checkbox"/> 災害時における職員の服務に関する事	○				
	<input type="checkbox"/> 各課の連絡統制に関する事	○				
	<input type="checkbox"/> 車両の確保及び配車に関する事	○				
	<input type="checkbox"/> 災害に強いまちづくりの推進に関する事					

	<input type="checkbox"/> 救援・復興の企画立案に関すること。	○				
	<input type="checkbox"/> 被災者からの問い合わせ・相談・要望に関すること。	○				
	<input type="checkbox"/> 被害情報の収集伝達に関すること。	○				
	<input type="checkbox"/> 災害広報に関すること。		○			
	<input type="checkbox"/> 報道機関との調整に関すること。		○			
	<input type="checkbox"/> 避難指示及び誘導に関すること。	○				
	<input type="checkbox"/> 庁舎等の防災に関すること。		○			
	<input type="checkbox"/> 各区への協力依頼に関すること。		○			
	<input type="checkbox"/> 道路交通の確保に関すること。		○			
	<input type="checkbox"/> 災害用物資・資機材の緊急輸送に関すること。	○				
	<input type="checkbox"/> 救助用物資等の緊急輸送に関すること。	○				
	<input type="checkbox"/> 防災会議に係わる事務に関すること。					○
	<input type="checkbox"/> 防災に関する教育・訓練に関すること。					○
	<input type="checkbox"/> 気象予警報の収集・伝達に関すること。			○		
	<input type="checkbox"/> 避難収容に関すること。		○			
	<input type="checkbox"/> 防災用資機材の備蓄及び整備の点検に関すること。				○	
	<input type="checkbox"/> 災害用応急食料の調達及び配分に関すること。		○			
	<input type="checkbox"/> 災害対策本部に関すること。	○				
	<input type="checkbox"/> 救援物資の調達及び配分に関すること。		○			
	<input type="checkbox"/> 資機材の調達に関すること		○			
福祉担当部局	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者及び障がい者の避難に関すること。		○			
	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者及び障がい者に対する福祉サービスに関すること。		○			
	<input type="checkbox"/> 災害時の医療体制の整備計画に関すること。		○			
	<input type="checkbox"/> 医師会等との連絡調整に関すること。			○		
	<input type="checkbox"/> 災害時における保健衛生に関すること。			○		
	<input type="checkbox"/> 救護所の設置・運営に関すること。		○			
	<input type="checkbox"/> 被災者に対する国民健康保険税の減免に関すること。					○
	<input type="checkbox"/> 日本赤十字社、その他福祉関係団体との連絡調整に関すること。				○	
	<input type="checkbox"/> 応急医療に関すること。			○		
	<input type="checkbox"/> 避難所の巡回診療に関すること。			○		
土木担当部局	<input type="checkbox"/> 道路の整備に関すること。		○			
	<input type="checkbox"/> 建築・土木業者への協力依頼に関すること。			○		
	<input type="checkbox"/> 土砂災害の防止に関すること。				○	
	<input type="checkbox"/> 公共建築物の応急修理に関すること。				○	
	<input type="checkbox"/> 水防に関すること。					○
	<input type="checkbox"/> 災害復旧事業に関すること。					○

	<input type="checkbox"/> 道路・住居等の障がい物等の除去に関する事。		○			
	<input type="checkbox"/> 河川・水路の整備に関する事。		○			
	<input type="checkbox"/> 水道・下水道施設の被害調査に関する事。		○			
	<input type="checkbox"/> し尿処理に関する事。		○			
	<input type="checkbox"/> 遺体の収容に関する事。		○			
	<input type="checkbox"/> 埋火葬に関する事。		○			
	<input type="checkbox"/> ゴミ・がれき処理に関する事。			○		
	<input type="checkbox"/> 農作物・農地・家畜の被害調査に関する事。			○		
	<input type="checkbox"/> 商工業の被害調査に関する事。			○		
	<input type="checkbox"/> 農地防災に関する事。			○		
	<input type="checkbox"/> ため池防災に関する事。				○	
	<input type="checkbox"/> 農林商工業者に対する金融に関する事。				○	
教育委員会	<input type="checkbox"/> 応急教育実施に関する事。		○			
	<input type="checkbox"/> 児童生徒の避難に関する事。	○				
	<input type="checkbox"/> 被災児童及び生徒の就学援助・救護に関する事。	○				
	<input type="checkbox"/> 避難所の開設等に対する協力に関する事。	○				
	<input type="checkbox"/> 文化財応急対策に関する事。				○	
	<input type="checkbox"/> 防災教育に関する事。					○
議会事務局	<input type="checkbox"/> 議員との連絡調整に関する事。		○			
	<input type="checkbox"/> 関係機関との連絡調整に関する事。			○		
	<input type="checkbox"/> 被害情報の収集・伝達に関する事。	○				
出納室	<input type="checkbox"/> 義援金の受付・配布に関する事。					○
	<input type="checkbox"/> 救援物資及び資機材の購入に関する事					○

※能勢町地域防災計画 第1章 第6節 防災関係機関の大綱による

③今後の検討事項

- ・全庁的な検討体制の下、非常時優先業務の整理等を行う。
- ・時点ごとの参集可能な職員数を把握し、それに見合う業務量になるよう、非常時優先業務の時間的優先順位を決める。

4 業務継続計画の継続的な改善

(1) 業務継続計画の教育、訓練

本計画を発動する事象が発生した場合には、全庁的な対応が必要となる。そのため、全職員が業務継続計画の重要性を理解するとともに、各部門、各自の役割を理解することが重要となる。そのためには、定期的な教育、訓練を実施することが必要である。

また教育、訓練の結果、問題点が洗い出された場合には、改善策を検討するとともに、その結果を本計画に反映することが、本計画を遂行するための対応力の向上に繋がる。

■教育・訓練の例示■

- ・避難所設営訓練
- ・資機材操作法訓練
- ・通信訓練
- ・応急救護訓練
- ・職員参集訓練
- ・図上訓練
- ・手順書の確認 など

(2) マニュアルの整備

本計画はヒト、モノ、情報及びライフライン等、利用できる資源の確保前提に、大規模な地震災害等が発生した場合でも、適切な業務執行を行うことを目的とした、包括的な計画である。

従って、本計画の実行性を担保するためには、各々の非常時優先業務の詳細な対応については、各部門が対応マニュアル等を整備する必要がある。

■各部門が整備すべきマニュアル■

- ・災害対応マニュアル
- ・非常時優先業務の実施マニュアル
- ・通常業務マニュアル
- ・訓練実施マニュアル など

(3) 業務継続計画の定期的な見直し、更新

教育、訓練の実施を通じた改善策の検討や、組織の改編、業務内容等の変更など、本計画の定期的な見直しを、全庁的な取組みによって、見直し・更新を行うことが必要である。

具体的な見直し、更新のタイミングは次のとおりとする。

- ・防災訓練の実施時後
- ・組織改編、業務内容等の変更時
- ・地震被害想定 of 更新時
- ・地域防災計画等の更新時

【策定等経過】

策定 平成 29年3月22日

修正 令和 元年5月 1日

修正 令和 3年5月28日